

フランス「三部作」と資本主義国家論

鶴 田 廣 巳

これまでのマルクス主義の国家の本質規定には、所有論視座にたってその階級的性格を強調する傾きが強く、国家の公権力性・地域性の問題は十分展開されてきたとはいえない弱点があった。著者は、マルクスの古典を手がかりとして共同体・家族論的視座を復権し、社会的分業論で媒介することで、国家の三側面を総合的に把握しうる方法を探究する。

(編)

藤田勇氏は、国家が複雑な諸現象の総体であるがゆえに「多角的なアプローチが可能であり、また必要である」ことを指摘される一方、また「多角的アプローチが可能であるだけに、それらの多角的視角を統一する基礎的視座が是非とも必要」と強調されている¹⁾。その理論的營為の一所産が同氏の労作「国家論の基礎的カテゴリーについて」²⁾であろう。そこでは、国家の本質、内容、装置、形態等の諸カテゴリーの相互の連関と位置づけの厳密な展開が試みられている。

従来、「国家学原論」としては平野義太郎氏の一連の研究が先駆的 importance を有しており、国家（権力）の本質、国家体制、国家構造、国家機関、国家形態、統治形態、政治形態、国家機能、国家の歴史的タイプなどの諸カテゴリーが明らかにされてきた³⁾。これらの成果を継承し、今後も深めてゆくことは重要な課題となっているのであるが、なお、国家の本質、内容にかかわる論理レベルにおいて、以上の諸研究において必ずしも十分に展開されていないカテゴリーなり領域なりが残されているように思われる。それは端的に言って、国家の公権力性、地域性の問題領域にかかわるものである。

國家の本質ないし属性を「階級性」「公権力性」「地域性」という3つの特徴でもって把握すべきことを強調されたのは島恭彦氏の卓見である⁴⁾。それまでの国家論はどちらかといえば、社会内部における私的利害・私的所有と階級対立の発展、その非和解性の產物としての国

家という形で、いわば所有論のレベルから国家の「階級的性格」を強調する傾向が強かった。たしかに、それはそれで誤まりとはいえない。だが、マルクス・エンゲルスの古典に立ち返ってみれば、それだけでは国家の本質を十全に捉えたものとはいいがたい。私的権力とは異なる公的権力としての国家の特質、共同体の共同業務 (die gemeinsame Geschäfte) の解体・再編成と公権力の体系への組み入れ、それゆえに社会から栄養分を吸い取り社会に寄生しつつ肥大化する「肉瘤」たる軍事・官僚機構の発展という側面から把握されるべき国家の「公権力性」、また、血縁団体から地縁集団への住民団体の発展、共同体の解体と民族形成、住民の居住地域にしたがっての編成替えと末端地域から全国的レベルにいたるまでの各種の行政事務の配分（住民支配・統治の地域別編成に見合う公権力の体系の整備）という側面から捉えられるべき国家の「地域性」、以上の2つの側面を「階級性」の側面と総合することによってはじめて国家の本質にかかわる諸規定を与えることができるといわなければならない。

要するに、誤解をおそれずに言えば、「所有論」視座（階級性）に加えて「共同体・家族論」視座（公権力性・地域性）を社会的分業論を媒介として展開することこそ、資本主義国家論の本質を深めるうえで最重要の課題としてわれわれに課せられているといえよう。とはいえ、これらの視座にもとづいて国家の本質論を豊富化するためには、『家族、私有財産および

『國家の起源』や『反デューリング論』をはじめとする他の古典的諸著作の検討が不可欠である。それについては他日を期すしかない。本稿はそのための準備作業として、さしあたりフランス「三部作」の検討を通じて、いくつかの重要なと思われる論点の呈示にとどめざるをえない⁵⁾。この点、御諒解を願いたい。

I 資本主義国家と官僚機構

(1) ブルジョアジーの政治的権力と社会的権力

マルクス主義国家論のルネサンスといわれる近年の状況のもとにあって、上記のテーマはその核心ともなってきた問題領域の1つと言えるであろう。たとえば、サンフランシスコ・カピタリスティト・グループによれば、国家論に関する最近の諸研究は『共産党宣言』の周知の命題、「近代の国家権力は、全ブルジョア階級の共同業務 (die gemeinschaftliche Geschäfte) を処理する委員会にすぎない⁶⁾」を前提として、2つの問題、つまり、「なぜ国家は資本家階級の諸利益に奉仕するのか」、また「どのようにして国家は資本主義体制を維持し発展させるのか」をめぐって展開されてきたとされている⁷⁾。これら2つの問題がさきのテーマのコロラリーをなすことは明らかである。これらの問題をめぐる論争はなお継続中であり、今後の展開がまたれるが、さしあたりここでは「三部作」を中心として論点の整理をおこなっておきたいと思う。

ブルジョアジーの政治権力と社会的権力との相互関係を考えるうえで重要な手がかりとなるのは、マルクスのかの周知の指摘であろう。すなわち、「権威が社会の内部の分業を支配することがすぐなければすくないほど、分業は、工場の内部ではますます発達し、そしてそこでただ一人の権威にますます服従するものである」と。だから、工場における権威と社会における権威とは、分業については、相互に反比例しているのである⁸⁾」(傍点——マルクス)と。

つまり、社会的分業と商品生産、資本主義の発展と並行して工場内の分業が発展すればするほど、工場内における資本の専制権力 (ブルジョアジーの社会的権力) もまた、ますます強固になる⁹⁾。同時に、この過程は社会的生産の無政府性を強め、社会的分業の進展に対応する新しい利害集団の形成と国家行政のための新しい材料の創出を促し、共同体と社会的共同業務の解体を徹底しておし進めることにならざるをえない。他方では、「社会における権威」が労働の社会的配分の規制から遠ざかり、解体された共同業務が社会のうえに立つ官僚機構に転化されればされるほど、国家権力の中央集権化、その規模・属性・属吏の拡大、工場式の分業により組織された権力機構の発展がすすみ、社会の共通の利害は社会から切り離され一般的利害として社会に対立させられ、社会成員の自主活動 (民族自治、住民の自治) の対象からはずされて政府の活動の対象とされる。そして、最後に社会成員の自治に対抗して政府権力の手段が増大させられる¹⁰⁾。

要するに、共同体の共同業務は、資本主義の発展のなかで、営業と行政との双方の対象に転化されるのであり¹¹⁾、「社会の生きた力」¹²⁾が住民と社会自身によってではなく、遂に住民と社会を「支配し圧服する力」¹³⁾として資本と官僚機構によって吸収されるのである。《社会的分業と資本主義の発展↔資本の社会的権力の発展、利害集団の発展・再編、行政材料の拡大、共同体と共同業務の解体↔官僚機構の膨張とブルジョアジーの政治権力の強化、民族自治・住民自治の発展↔官僚主義と官治主義の強化》という一連の相互規定関係の発展をさきの過程にみてとるべきである。

フランスの現実に言及したマルクスの次の指摘は、以上のことと官僚機構と社会体とを対比しつつ、別の側面から強調したものにはかならない。いわく、「執行権力が50万人以上の人間からなる官吏軍を支配し、したがって、おびただしい数の利害と生存をつねに絶対的に左右している国、国家が市民社会を、その生活の最も

広範な発現からその最もささやかな働きにいたるまで、その最も一般的な存在様式から個々人の私生活にいたるまで、からみこみ、監督し、処置し、監視し、後見している国、この寄生体が異常な中央集権化によって、あらざるところなく、知らざることなきものとなり、いよいよ急速な運動力と弾力性を獲得しているのにたいし、現実の社会体は、それにひきかえ、たよなく非自立的で、ばらばらでちぐはぐな点で、右の寄生体の好個の対照をなしているような国¹⁴⁾』、と。

以上のように、資本の社会的権力と政治権力（その中枢たる官僚機関）とが照應的に強化・集中をとげるのが通常の事態だとするならば、マルクスがフランスの議会制共和制の陥った奇妙な（？）矛盾について以下のように述べているのをどのように理解したらよいのであろうか。多少長くなるが引用しておこう。

「彼ら〔ブルジョアジー〕の社会的権力を無傷にたもつためには、彼らの政治的権力を打ち碎かなければならぬこと、私人としてのブルジョアは、彼らの階級が他の諸階級とならんで平等に政治的無の状態におとされるのを条件としてのみ、ひきつづいて他の諸階級を搾取し、財産、家族、秩序を安穏に楽しむことができる」と¹⁵⁾。

「彼ら〔ブルジョアジー〕が証明したことは、彼らの公的利益、彼ら自身の階級的利益、彼らの政治権力を守るために闘争が、彼らには私的営業の擾乱として、わざらわしく、腹だたしいものとしか思えないということであった。」¹⁶⁾

（傍点——マルクス）

「議会内の秩序党は、……他の社会諸階級との闘争のなかで彼ら自身の統治である議会統治のすべての条件をわれとわが手で破壊することによって、ブルジョアジーの政治的支配がブルジョアジーの安全や存続とあいいれないことを声明したのであるが、他方、議会外のブルジョアジーの大衆は、大統領にたいして卑屈な態度をとり、議会に悪罵を浴びせ、自分たちの新聞を残酷に虐待することによって、ボナパルト

に、ブルジョアジーのものを言う部分と書く部分、そして政治家と文筆家、その演壇と新聞を弾圧し、たたきつぶすようにそそのかしたのであった。こうして、強力で無制限な政府の保障のもとで、安心して自分たちの私的営業に没頭できるようになりたい、というわけだった。つまり、彼らは、支配する苦労と危険をまぬがるために、自分たちの政治的支配権をぜひとも手ばなししたいのだと、はっきり言明したのであった¹⁷⁾。」（傍点——マルクス）

要するに、ブルジョア議会統治の発展が階級支配の「社会的基礎と政治的頂点」¹⁸⁾と同時に脅かすこと、したがって、ブルジョアジーの社会的権力（経済的支配）と政治権力（政治的支配）との二律背反は後者を犠牲にしての前者の維持に帰結せざるをえないこと、ここにフランスの議会政体が直面した深刻な危機があるというが、ここで強調されている点である。

なぜ、このような結果にならざるをえないのか。その理由は、フランスにおいては「歴史上の階級闘争がつねにほかのどの国よりも徹底的に、決着までたたかいぬかれ」るがゆえに、「つぎつぎと交替する政治的諸形態」が「最も明確な輪郭」をとることになるからである¹⁹⁾。つまり、この国の議会政体は、他の国のそれが多かれ少なかれ階級支配の「純粹な条件」と「もっと不完全な、もっと未発達な、それだけに危険の少ない形態」²⁰⁾（たとえば、王冠のついたて！）との混合物であるのとは対照的に、階級闘争の圧力に促進されてブルジョア階級支配の純粹な形態を登場させるからである。

かくして、「ブルジョアジーが国民を統治する能力をすでに失っており、そして労働者階級がまだそれを獲得していないような時期における、ただ一つ可能な政府形態」²¹⁾たる帝政が生まれだされる。階級闘争の徹底性（これはこれでまたフランス資本主義の独自の型により規定され、またこれに反作用を及ぼす）ゆえに、ブルジョア階級支配が純化して現われざるをえないという事情こそ、他国に先立ってフランスに帝政を出現させた「例外的」²²⁾条件だったといえ

よう。

では、ブルジョアジーの政治権力を打ち碎くことによって成立した帝政、その国家権力の性格をどのように捉えるべきか、この権力とブルジョアジーの社会的権力、階級的利害、あるいは物質的利益との関連をどのように考えるべきか。

これらの点を検討するためには、「ナポレオン的観念」に象徴されるいわゆるイデオロギー装置の問題、また、「執行権力の自立化した力」²³⁾という概念の内容をなす官僚機構の問題などの考察が不可欠であるが、その点は後段にゆずり、ここではマルクスによる帝政権力の特徴づけについて簡単に紹介するにとどめたい。すなわち、「そのことが支配階級とその国家寄生者の政治的な誇りをどんなに傷つけようと、皇帝制度は、その産業のあらゆる無礼講、その投機の卑劣さ、その生活のあらゆるけばけばしいきらびやかさをほいままに発揮させることで、それがブルジョア『秩序』の真に適切な統治であることを立証する。こうして、一見して市民社会を超越するかのような国家は、同時に、それ自体、この社会のあらゆる腐敗の温床となる。」²⁴⁾「国家自体の完全な腐敗」²⁵⁾のもとで「社会の全身体の腐朽」²⁶⁾が栄える。帝政は「近代の階級支配の国家権力そのもの」²⁷⁾である、と。

(2) ブルジョア議会政体の矛盾 議会権力と執行権力

一般にブルジョアジー（小ブルジョアジーを含む）とプロレタリアートが「真に規則だった政治的権力を行使することができる」のは、議会制代議機関をつうじてだけである。²⁸⁾このことはあらゆる国のブルジョア革命の実例によって裏づけられている。封建貴族と家産官僚、絶対君主のもとにおいては特別の代議機関の必要は存在しないし、せいぜいのところ身分会議が君主の都合にあわせて諮詢機関として設置されるのが闇の山であった。近代ブルジョア国家のもとではじめて、「二つの大きな機関、議会と政

府」²⁹⁾がつくり出されたのである。

ところで、同じく議会制度が実現をみた近代ブルジョア国家にあっても、それがとる政治形態には時期により、あるいは国により君主制、帝制、共和制など種々のものがある。大革命以降19世紀前半のフランス政治史に例をとるならば、このブルジョア議会政体の最も完全な支配が出現したのは「1848年5月からクーデターにいたるまでの議会的共和制」³⁰⁾であった。だが、このブルジョア議会権力の完成、ブルジョア階級の政治的支配の完成は、同時に、この「政治的支配の社会的基礎を掘りくず」³¹⁾し、「あらゆる議会権力の存立条件、したがってまた彼ら自身の議会権力の存立条件を破壊しないわけにはいかなかった」³²⁾。ブルジョア議会政体は、このように固有の矛盾、二律背反をもたらす。これはなぜか、この過程を明らかにすることは、現代ブルジョア国家と民主主義の帰趨を考えるうえでも重要な示唆を与えてくれるようと思われる。

復古王政、七月王政などのもとでの議会的諸統治は、その名称からして支配階級の「ひとつの分派の勝利と他の分派の敗北、この階級の一部分の利益の他の部分の利益にたいする優越」³³⁾を表現している。それゆえに、権力から除外され、官職、役得、引立て、利権などから排除されている支配階級の諸分派は時の政府の抑圧的措置を人民の名で告発し、人民自身の利益に呼びかけることによって、人民を自分たちの「党派的な私闘」³⁴⁾に関心をもたせ、この運動にひき入れようとする。「財産による法定選挙資格の制度をもった王政」のもとにおいては、議会は「ブルジョアジーの一定の分派の信用をおとさせる一方、他の諸分派を舞台裏に隠し、共通の反政府派という後光でつつ」む恰好な舞台を提供したのである。³⁵⁾

これにたいして、議会的共和制のもとにおいては事情は異なる。この、ブルボンやオルレアンという「名まえのない共和制の國」³⁶⁾、「資本という名のついたこのブルジョア共和制」³⁷⁾こそは、フランスのブルジョア階級の二大分派が「同等

に支配しながら、そのおたがいの競争敵対関係をすてないままで、共通の階級利益を主張することのできる唯一の国³⁸⁾であり、「全ブルジョア階級の完成された、純粋な形であらわれた支配」³⁹⁾にはかならず、それゆえに「資本の支配と労働の奴隸状態とを永久化することがその目的であるとはっきり認めるような国家」⁴⁰⁾にはかならない。そうであればこそ、いまや連合したブルジョア分派は「媒介するものもなく、王権という衝立もなく、おたがいどうしや王権とのあいだの第二義的な闘争で国民の関心をそらすこともできずに、被抑圧階級と対立して、これと格闘しなければならぬ」⁴¹⁾くなる。以前の諸統治のもとでは支配階級自身が分裂していたために、國家権力の抑圧力はまだしも抑制されていたが、議会的共和制のもとにはブルジョア諸分派が「連合した結果、そういう抑制は取りのぞかれてしま」⁴²⁾う。かくして、資本と労働、また、資本と他のすべての社会階層とが「直接に明白に対立」⁴³⁾する。マルクスがブルジョア共和制をして、階級支配の「最も残酷な形態」、「その最も憎むべき、いとうべき形態⁴⁴⁾」と断じるのも、この理由からなのである。ここには、ブルジョア国家に固有の本質的矛盾がよく表わされている。前近代的な抑圧力を取り除き議会権力を「完成」させる過程が、同時に、近代国家の抑圧力を最高度に発展させる過程にはかならないからである。

フランスの議会的共和制に固有の矛盾（それはまた、一定の条件のもとではブルジョア議会政体一般に不可避の矛盾でもある）について今少し立ち入って検討してみよう。

マルクスは二月革命からクーデタにいたる過程を三つの時期に分けて考察している。第一期は1848年2～5月（「普遍的な友愛の欺瞞」の時期）、第二期は48年5月～49年作月（「共和制の制定と憲法定国民議会との時暇」）、第三期は49年5月～51年12月（「立憲共和制と立法国民議会との時期」）である⁴⁵⁾。

二月臨時政府はプロレタリアートの圧力において「社会的諸施設をもった共和制」⁴⁶⁾を宣

言することを余儀なくされた（「プロレタリアートの革命的要求をまとめた最初の無器用な公式、『労働の権利』」⁴⁷⁾ → 「近代の革命の一般的な内容」⁴⁸⁾の暗示）。「労働問題調査政府委員会」（リュクサンブル委員会）と国民作業場がそのささやかな成果であった。だが、臨時政府内の大多数をなすブルジョアジーの代表は「共和制からその反ブルジョア的な外観をはぎと」⁴⁹⁾るべくあらゆる手段を弄する。一方におけるブルジョア的信用の再建（したがって、「信用の回復にたいする不断の抗議」たる「労働者の解放」ということは——常套的な空辞としてさえ——新共和制にとっては、たえられない危険）であり、それゆえに「プロレタリアートにたいする譲歩や彼らにあたえた約束は、みなそのまま桎梏」となる⁵⁰⁾、他方における45サンチーム付加税の導入、貯蓄銀行預金の封鎖と国债交付、財産の救済・信用の回復を合い言葉とする農民・小ブルジョアとプロレタリアートとの間での対立の組織化、などがそれである。ブルジョア社会にたいする国家債務の保障、暴利と利権の保障によって国家財政の赤字をますます泥沼におとしいれ、その負担を社会の多数者をなす諸階層、諸階級間に配分・転嫁するために、またあるいはそのことによって多数者内部の分断と対立を組織すること、これはブルジョア階級支配の重要な法則といふものであろう。社会の中間層の動向、大所有の「家臣である小所有」⁵¹⁾の帰趨こそは、階級支配の行方を決定するうえでの最重要的要因の一つなのである。

プロレタリアートの6月蜂起（48年）の鎮圧のうえに成立する純粋ブルジョア共和派の独裁（ディクタトゥール）は、憲法の作成とパリの戒厳とに要約される。ブルジョア共和派は、一方では小ブルジョアジーとの妥協をすべて拒み（支払期限の延期・金利の削減を規定する「和解協約」の否決、累進税の追放によるブルジョア的改良の拒否）、これをみずから「下級の護衛兵」⁵²⁾の地位に甘んじさせるとともに、他方では、ブルジョア的信用の再建それじたいに

よって「旧国家のもっとも頑固な、もっとも狂信的な擁護者であった一団に、その伝統的な不可侵性を、急いで返してや」⁵³⁾り、反共和派＝王党派のブルジョアジーの大衆の社会的権力を強め、したがって「ふるい経済的生活関係をふたたび強化した」⁵⁴⁾のである。かくして、人民のあらゆる階層からは「蛇蠍のごとく憎悪され、自分がその道具となっていたブルジョアジーからは拒絶され」⁵⁵⁾、ブルジョア共和派は没落する。ブルジョア共和制は王党派ブルジョアジーによって「差し押さえ」⁵⁶⁾られる。ボナパルトの大統領当選、立法国民議会選挙における秩序党の勝利⁵⁷⁾と山岳党（小ブルジョア共和派とプロレタリアートの「社会主義的空論家」⁵⁸⁾との同盟）の大幅議席増が、そのことを示している。

新たに発足した立法国民議会において、秩序党は山岳党を挑発する。山岳党は「たえず共和制やいわゆる人権をめぐって秩序党とたたかっているにせよ、共和制も人権もその究極の目的ではない」⁵⁹⁾。それにもかかわらず、苛酷なブルジョア支配の現実は「革命的農民、軍隊、諸地方」⁶⁰⁾を山岳党のうしろに従え、山岳党を「革命的陣営の指揮者」、「議会における革命の代表者」⁶¹⁾として、制約はあれ「革命の真実」のなかにおいたのであって、この事情こそ秩序党を挑発にかり立てたものなのである。かくして、秩序党の「議会的独裁」⁶²⁾が登場する。「そこでは、ブルジョアジーが、君主制のもとでのようない執行権力の拒否権や、議会解散権によって制限されずに、議会という形態で支配する」⁶³⁾。新しい議院規則のおしつけによる議会の不可侵性の廃棄、新しい出版取締法、新しい結社取締法、新しい戒厳令、最後に、共和主義の疑いのある国民軍の全国的規模でのたえまない解体など、これらの措置によって秩序党は「自己の議会的專制政治を法律にまでたかめた」⁶⁴⁾（傍点——マルクス）。とりわけ国民軍の解散は「軍隊に対抗する自分の最後の武器」⁶⁵⁾をブルジョアジーがみずから打ち碎いたことを意味する。「小ブルジョアジーがもはや家来として彼らの

うしろにつくのではなく、反徒として彼らの前面に立ちはだかったその瞬間から」⁶⁶⁾ブルジョアジーはそうせざるをえない。要するに、「ブルジョアジーは、彼ら自身が絶対的なものとなるやいなや、絶対主義にたいする自分のあらゆる防衛手段を、わが手で破壊しないわけにはいかない」⁶⁷⁾いのである。

「革命の物質的な力が破壊されて自分たちの支配が確保」⁶⁸⁾されるや、「人民にたいする共同の戦争、共和制にたいする共同の陰謀と、その支配者たち内部の私闘、彼らの陰謀の競技」⁶⁹⁾が全面的に展開する。山岳党の「議会的権力」⁷⁰⁾を奪い去り、プロレタリアートと社会のすべての中間階層を敵にまわし、弾圧する秩序党は、1852年5月の「民主的・社会的共和国」樹立の恐怖におののき、民主主義と社会の「共通の利害」⁷¹⁾を実現しようとする運動（「社会の自主的な運動機関」⁷²⁾、「社会の生命の動き」⁷³⁾、「社会成員の自主活動」⁷⁴⁾）を抑圧するためあらゆる手段をとり、日々に弾圧措置を強めざるをえない。国民の圧倒的多数を占める農民の革命化に対応する1850年1～2月の政府の諸対策と法律（全国的なスパイ制度を組織するドーピールの通達、農民階級の代弁者・教育者たる学校教員を知事の専断に従属させる学校教員取締法、市町村長取締法、軍管区の編成替えにより選挙に圧力を加えようとした軍務服務命令、教育を僧侶の手に委ねフランス公衆の「無自覚と強制的な愚昧化」⁷⁵⁾をめざす教育法、など）はその好例である。

だが、それでもかかわらず、秩序党の支配が「自己の狭い領域外の全社会にたいして公然たる戦争を遂行」⁷⁶⁾すればするほど「資本の精神的影響」⁷⁷⁾は破碎される。「1848年以来のたびたびの選挙の歴史は、ブルジョアジーの現実の支配が發展するにつれて、人民大衆にたいする彼らの精神的支配が失われてゆくことを、反駁しようのないまでに証明して」⁷⁸⁾いる。普通選挙権は、ついに50年3月の補欠選挙において、「ブルジョア議会がもうブルジョアジーしか代表していない」⁷⁹⁾こと、つまり、社会の多数者

が「ブルジョアジーの支配に反対である」⁸⁰⁾ことを示した。普通選挙権の廃止は「ブルジョアジーのクーデタ」⁸¹⁾にほかならず、「ブルジョア独裁の最後のことば」⁸²⁾となる。これこそはブルジョア議会政体と階級闘争の必然的帰結なのである。

以上を概括しておこう。ブルジョア階級の支配が完全に組織され、その純粹な政治的表現を獲得するとすれば、そこでは他の諸階級に対するブルジョアジーの対立も純粹に現われるようになり、国家権力にたいするあらゆる闘争は、同時に資本にたいする闘争に転化するという「危険な方向」⁸³⁾をとるようにならざるをえない。逆の場合もまた、同様であろう。かくして、議会政体は「不穏な政体」⁸⁴⁾に一変する。

議会政体に不可避の矛盾は、次の二節に集約的に表現されているといってよからう。

「議会政体は言論によって生きる。それなのに、どうしてそれが討論を禁じることができようか？ そこでは、あらゆる利害、あらゆる社会諸制度が一般的な思想に変えられ、思想として討議される。それなのに、どうしてある一つの利害、一つの制度が、自分は思考を超越したものだといひはり、自分を信条として押しつけることができようか？ …たえず民意に呼びかける代議士は、その民意に、請願というかたちでほんとうの意見を述べる権利をあたえる。議会政体は、万事を多数者の決定にまかせる。それなのに、どうして議会のそとにいる広大な多数者が決定しようとしてはならないのか？」⁸⁵⁾と。

議会政体の権限が普通選挙に、また言論（＝民主主義）にあるにもかかわらず、この普通選挙が「主権ある人民の意志の明白に表明された行為としてのブルジョア支配」⁸⁶⁾を保障しなくなる瞬間から、また、議会外の社会の多数者の討論が万事を決定するようになるや否や、議会政体はブルジョアジーの政治支配にとって桎梏に転化すること、このことは避けられない帰結だというのが、この指摘の要点であろう。それゆえに、ブルジョアジーは「その政治的利益にせまられて弾圧を日々に強化し、したがって国

家権力の手段と人員を日々に増大させざるをえず、⁸⁷⁾（傍点——マルクス）かくして、「自分と敵対関係にある執行権力を、手向かいできぬほどに強めないわけにはいかない」⁸⁸⁾いのである。

この点と関連して、マルクスが近代の革命はまず議会権力を「完成」し、ついで執行権力を「完成」するとの指摘を与えていることを想起する必要がある⁸⁹⁾。これは、資本主義国家の形成の理論的、歴史的な論理を明らかにしたものである。この2つの権力のあいだ、つまり、「階級支配の執行府形態」⁹⁰⁾とその「議会形態」とのあいだにおいては「特権をめぐるこまかしい口争い」⁹¹⁾がたえず闘わされるのではあるが、ブルジョア議会の存立条件が世論を抑圧し、「社会の自主的な運動機関」を解体、「麻痺」させる点にこそ存在する以上⁹²⁾、議会は執行権力に抵抗するための手段をみずから破壊する一方、階級抑圧の実行機関たる執行権力、軍事・官僚機構をいっそう強めざるをえない。かくして、議会はますます「執行府の欺瞞的な添え物」⁹³⁾に転化せざるをえないのである。

フランスの議会制共和制をさして、それは「社会の正常な政治形態としては不可能」⁹⁴⁾であり、「一時的」「発作的」「例外的」⁹⁵⁾なものでしかありえず、「その自然な生みの子は、何番目の帝政であろうと、皇帝制度である」⁹⁶⁾と、マルクスが断するのも上記の文脈のなかで捉えられなければならない。ここにいう皇帝制度とは「最後の、最高の表現をうけとった」国家権力そのもの、「中央集権的な執行府」そのものであり、「政府権力の絶対的支配」を意味する⁹⁷⁾。つまり、ブルジョア国家、ブルジョア民主主義は一方では民主主義を抑圧し、軍事・官僚機構を異常なまでに肥大化させて帝政的個人独裁やファシズム独裁への志向をたえず内包せながら、他方では、社会の多数者の民主主義と人権を志向する運動と組織に階級闘争の舞台を提供せざるをえないのである。ブルジョア国家の基本的形態をデモクラシーとオートクラシー、この両者の対抗関係から把握しようとする見解⁹⁸⁾は、この点に着目したものといえるであろう。

(未完)

注

- 1) 藤田勇『法と経済の一般理論』1974年, 112ページ。
- 2) 『現代と思想』第18号, 1974年12月, 所収。
- 3) 平野義太郎『国家権力の構造』1954年, 同『國家の機械と民主的変革』1974年, 田口・佐々木・加茂『政治の科学』1973年, とくに第1章など参照。
- 4) 島恭彦「民主的自治体論」「地域と自治体」第1集, 1975年, 所収, 同「民主的自治体論の視角」「地域の政治と経済」1976年, 所収。
- 5) 本稿は「フランス『三部作』を読む(上)」「経済科学通信」第29号, 1980年9月, の事実上の続稿である。諸事情から遅延を重ね, 読者の皆さん, 編集局に多大の御迷惑をおかけしたことを心からおわびしたい。また, フランス「三部作」を中心としてマルクス自身の言葉で整理しようとしたため, 原典からの引用が繁雑になったきらいがあるが, この点についてもあわせて御海容を乞いたい。なお, 古賀英三郎「マルクス=エンゲルスの革命論」「講座史的唯物論と現代」第5巻(国家と革命)1978年, 所収, は多数者革命論の形成過程に焦点をあてて, 「三部作」をもとりあげており, あわせて参考を願っておきたい。
- 6) 『共産党宣言』(国民文庫), 29ページ。
- 7) Recent Developments in Marxist Theories of the State, *Monthly Review*, Oct, 1975. 清水裕訳「マルクス主義資本主義国家論の新展開」(I—III)『未来』1976年4—6月。
- 8) マルクス『哲学の貧困』(国民文庫), 183ページ。
- 9) この点と関わって, マルクスの次の指摘も参照されるべきである。すなわち, 「生産条件の所有者の直接生産者にたいする直接的関係……こそは, ついに, われわれがそのうちに社会的構造全体の, したがってまた主権・従属関係の政治的形態の, 要するにそのつどの独自な国家形態の, 最奥の秘密, 隠れた基礎を見いだすところのものである」と。『資本論』第3巻, 大月全集版, 25b巻, 1015ページ。
- 10) 『ルイ・ボナパルトのブリュメール18日』(国民文庫), 145—146ページ, 参照(以下『ブリュメール18日』と略)。
- 11) 池上惇「書評『マルクス主義法学講座』8巻, マ

- ルクス主義古典研究』『法の科学』第7号, 1979年, 168ページ。
- 12) マルクス「『フランスにおける内乱』第一草稿」「マルクス・エンゲルス全集」第17巻, 大月書店, 514ページ(以下『全集』と略)。
- 13) 同上。
- 14) 『ブリュメール18日』, 73ページ。
- 15) 同上, 79ページ。
- 16) 同上, 124ページ。
- 17) 同上, 126—127ページ。
- 18) 同上, 77ページ。
- 19) 同上, 14ページ。
- 20) 同上, 57ページ。
- 21) 『フランスにおける内乱』(国民文庫), 79ページ。
- 22) エンゲルス『家族, 私有財産および国家の起源』(国民文庫), 224ページ。
- 23) 『ブリュメール18日』, 156ページ。
- 24) マルクス「『フランスにおける内乱』第二草稿」「全集」第17巻, 579ページ。
- 25) 同上。
- 26) 同上, 564ページ。
- 27) 同上, 579ページ。
- 28) エンゲルス「プロイセンの軍事問題とドイツ労働者党」「全集」第16巻, 69ページ。
- 29) 『全集』第17巻, 561ページ。
- 30) 同上, 514ページ。
- 31) 『ブリュメール18日』, 56—57ページ。
- 32) 同上, 74ページ。「ヨーロッパでは, ブルジョア共和制は一つの階級の他の階級にたいする無制限の專政を意味して」おり, それゆえに「共和制は一般にブルジョア社会の変革の政治形態を意味するのみで, たとえば北アメリカ合衆国でそうであるように, ブルジョア社会の保守的な生活形態を意味しない」とのマルクスの指摘も同様の趣旨であろう。同上, 29ページ参照。
- 33) 『全集』第17巻, 577ページ。
- 34) 同上, 578ページ。
- 35) 『フランスにおける階級闘争』(国民文庫), 57ページ(以下『階級闘争』と略)。
- 36) 同上, 99ページ。
- 37) 『ブリュメール18日』, 43ページ。
- 38) 『階級闘争』99ページ。
- 39) 同上。
- 40) 同上, 63ページ。
- 41) 『ブリュメール18日』, 57ページ。

-
- 42) 『フランスにおける内乱』, 78ページ。
- 43) 『全集』第17巻, 489ページ。
- 44) 同上, 578ページ。
- 45) 『ブリュメール18日』, 138—140ページ。
- 46) 『階級闘争』, 57ページ。
- 47) 同上, 74ページ。
- 48) 『ブリュメール18日』, 26ページ。
- 49) 『階級闘争』, 48ページ。
- 50) 同上, 52ページ。
- 51) 同上, 147ページ。
- 52) 同上, 66ページ。この点と関連して、マルクスの次のような指摘は重要である。つまり、ブルジョア的秩序の維持に狂奔し、プロレタリアートと狂信的に闘う小ブルジョアジーは、そのことによってみずから没落の条件を整備し、みずからの悲惨の原因をつくりだすことだけであること、したがって「小ブルジョア社会のさまざまな中間層に彼らの幻想と幻滅を迅速に体験すみにさせ」(『階級闘争』, 57ページ)ることによってプロレタリアートと中間層との同盟の条件がきりひらかれることがある。同様の指摘は、随所に見受けられるが、たとえば、『階級闘争』, 65—66ページ、『ブリュメール18日』, 155—156ページなど参照。
- 53) 同上, 76ページ。
- 54) 同上, 75ページ。
- 55) 同上, 98ページ。
- 56) 『ブリュメール18日』, 43ページ。
- 57) 秩序党の勝利の要因について、マルクスは、イデオロギー装置、官僚機構、中間層の組織化の側面から捉えている。『階級闘争』, 101ページ、参照。
- 58) 同上, 104ページ。
- 59) 『ブリュメール18日』, 59ページ。
- 60) 『階級闘争』, 104ページ。
- 61) 同上。
- 62) 『ブリュメール18日』, 139ページ。
- 63) 同上, 65ページ。
- 64) 『階級闘争』, 115ページ。
- 65) 『ブリュメール18日』, 68ページ。
- 66) 同上, 68—69ページ。
- 67) 同上, 69ページ。
- 68) 『全集』第17巻, 490ページ。
- 69) 同上。
- 70) 『階級闘争』, 115ページ。
- 71) 『ブリュメール18日』, 146ページ。
- 72) 同上, 74ページ。
- 73) 同上, 78ページ。
- 74) 同上, 146ページ。
- 75) 『階級闘争』, 137ページ。
- 76) 『全集』第17巻, 578ページ。
- 77) 『階級闘争』, 147ページ。
- 78) 『ブリュメール18日』, 85ページ。
- 79) 『階級闘争』, 147ページ。
- 80) 『ブリュメール18日』, 85ページ。
- 81) 同上。
- 82) 『階級闘争』, 148ページ。
- 83) 『ブリュメール18日』, 78ページ。
- 84) 同上。
- 85) 同上。
- 86) 『階級闘争』, 148ページ。
- 87) 『ブリュメール18日』, 73ページ。
- 88) 同上, 74ページ。
- 89) 同上, 144—145ページ。
- 90) 『全集』第17巻, 513ページ。
- 91) 『ブリュメール18日』, 97ページ。
- 92) この点に関連して、マルクスは次のような指摘も行っている。「衝突が原則的な意義をもっており、執行権力の正体が実際に暴露され、国民議会の問題が国民の問題となるような、そういう瞬間には、秩序党は、あえて衝突に応じようとしない。もし応じれば、秩序党は、国民にむかって進軍命令をだしたことになるであろう。ところが、秩序党にとって、国民が動くこと以上に恐ろしいものはない」と。同上, 99ページ、参照。
- 93) 『全集』第17巻, 513ページ。
- 94) 同上, 563ページ。
- 95) 同上, 490ページ, 563ページ。
- 96) 同上, 579ページ。
- 97) 同上, 512ページ。
- 98) 藤田勇「国家論の基礎的カテゴリーについて」前掲、15—16ページ、参照。

(筆者 所員・大阪支部)